

ボートレースチケットショップ金峰 P4 駐車場使用規程

第 1 条(使用の制限)

ボートレースチケットショップ金峰管理者(以下「管理者」という)は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使用を許可しないものとする。

- (1) ボートレースチケットショップ金峰の運営に支障をきたすおそれがあるとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 駐車場を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があるとき。

第 2 条(使用時間)

駐車場を使用することができる時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時までとする。ただし、管理者が管理上必要と認めるときは、変更することができる。

第 3 条(使用期間)

駐車場を引き続き使用することができる期間は、7 日間とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、変更することができる。

第 4 条(使用許可等)

駐車場を使用しようとする者(以下「駐車場使用申請者」という。)は、あらかじめ駐車場使用許可申込書を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の許可をする場合において、駐車場の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 管理者は、駐車場使用許可申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、駐車場使用許可書を駐車場使用申請者に交付するものと
- 4 駐車場使用申請者は、前項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、事前に、事項の変更を管理者に報告、許可を受けなければならない。

第 5 条(使用権の譲渡等の禁止)

前条の使用の許可を受けた者(以下「駐車場使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第6条(使用許可の取消し等)

管理者は、駐車場使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上特に必要があると認めるとき。

2 管理者は、駐車場使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第7条(原状回復の義務)

駐車場使用者は、駐車場の使用が終わったときは、速やかに駐車場を原状に復し、また搬入した物件を撤去しなければならない。前条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

2 駐車場使用者は、前項の規定により原状に復したときは、係員の点検を受けなければならない。

3 駐車場使用者が、第1項の義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した費用は、駐車場使用者の負担とする。

第8条(損害賠償)

駐車場使用者若しくは入場者が、駐車場を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

第9条(入場の禁止)

管理者は、駐車場内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命じることができる。

第10条(特別設備等)

駐車場使用者は、駐車場に特別の設備を設置する場合には、あらかじめ管理者の許可を受けなくてはならない。

第11条(使用方法の制限)

駐車場内において、許可なくして次に掲げる行為をしてはならない。

- ・ (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - (2) 印刷物、ポスター等を展示し、又は配布すること。
 - (3) 火気を使用すること。
 - (4) その他管理者が指示する事項
- 2 管理者は、駐車場の管理上必要があると認めたときは、使用を許可した駐車場に関係職員を立ち入らせることができる。